

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第105号

(令和元年6月)
京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

- トラブル急増！ 電力の契約先変更は慎重に (2面)
- 「SNS 宣伝で報酬」商品購入させる話に御注意！ (3面)
- 「楽しく学ぼう 子どもの事故予防」を開催します！ (4面)

京(みやこ)・くらしのサポーターが

「ベスト消費者サポーター章」を受章されました！

消費者庁では、消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、「消費者支援功労者表彰」を実施しています。

この度、京(みやこ)・くらしのサポーターとして御活躍されている西松章子氏が、消費者支援活動に顕著な功績があった消費者支援功労者として「ベスト消費者サポーター章」を受章されました。

5月18日に消費者団体、京都市及び京都府の主催により開催しました消費者月間イベントにおいて表彰伝達式を行い、消費者庁長官に代わり、京都市文化市民局長から書状と記念品をお渡ししました。

にしまつ ふみこ
西松 章子 氏

- 「京(みやこ)・くらしのサポーター」の一員として、「区民ふれあいまつり」等のイベントにて消費者啓発に取り組み、本市消費生活行政の推進に貢献されています。
- さらに、これまで長年民生児童委員として地域福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、地域福祉のネットワークづくりに努めるなど、消費者被害の未然防止に尽力されています。



<写真左>左から、久保消費生活総合センター長，別府文化市民局長，西松章子氏，並川くらし安全推進部長

トラブル急増！ 電力の契約先変更は慎重に

平成28年4月1日から、電力小売の全面自由化が始まりました。様々な事業者が料金プランを提示しており、また新たな事業者の参入もある中、全国の消費生活センター等には、事業者が大手電力会社やその代理店であるかのように偽った営業行為や説明が不十分な営業行為等の相談が寄せられています。

相談事例

- ・ 契約していた電力会社を名乗る電話があり顧客番号を伝えたところ、いつの間にか見知らぬ電力会社との契約に切り替わっていた。
- ・ 「電気料金が安くなる」と言われ資料を請求したつもりが、いつの間にか契約が切り替わっており、解約料を請求された。
- ・ 契約締結時の説明よりも高い料金を請求され、知らない間に付随契約を締結させられていた。
- ・ 契約の切り替えを勧誘する事業者から、スマートメーターの設置名目で契約情報を聞き出された。

アドバイス

- ・ 電気の契約切り替えについて電話があった場合は、**事業者名を確認するとともに、自らの意思を明確に伝えましょう。**
- ・ 切り替え検討の意思が無ければ住所や契約番号等の検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- ・ 電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフ等ができる場合があります。**小売電気事業者に言われるがまま契約してしまったとしても、慌てず対処しましょう。**
- ・ 契約先を切り替える際は、**料金以外の契約条件もしっかり確認**し、納得して契約することが重要です。
- ・ 困った場合にはすぐに相談しましょう。



制度や仕組みで不明な点や不審なことなどがあれば、**経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）**または**京都市消費生活総合センター**に御相談ください。

「商品を SNS で宣伝すると報酬がもらえる」といって 多額の商品を購入させる儲け話に御注意！

インターネット通販サイトで商品等を購入し、その商品等について SNS で宣伝すると商品購入代金が支払われるほか、報酬等の収入があるといった儲け話に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

相談事例

商品を購入し、SNS で宣伝すればクレジットカードのポイントが貯まるという広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。実際に事業者指定された食品、日用品、化粧品などをクレジットカードで約 150 万円分購入し、SNS で宣伝したところ、商品購入代金が全額入金されクレジットカードのポイントも貯まったので、翌月は約 400 万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金がなく、クレジットカード会社に支払いができなくなってしまった。このまま約 400 万円の商品購入代金を支払わなければならないのか。



アドバイス

- 相談事例には、最初は商品購入代金や報酬が支払われたため、事業者を信用したところ、入金がなくなり、事業者と連絡も取れなくなったケースもあります。
「簡単に儲かる」などと副業サイト等に掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、その内容を鵜呑みにせず、慎重に判断しましょう。
- 相談事例には、クレジットカードで多額の商品を購入したが、約束の商品購入代金の入金がなかったため自分の預金を崩して支払ったり、借金せざるを得なかったりしたケースもあります。
こうした儲け話では、消費者が SNS で商品を宣伝するだけで本当に利益が生まれているのか、なぜ消費者に報酬が支払われるのかといった儲かる仕組みがよくわかりません。勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。



不安に思った場合やトラブルになった場合は、
京都市消費生活総合センター（☎256-0800）
まで御相談ください！

参加費
無料

「楽しく学ぼう 子どもの事故予防」

を開催します！

国においては、子どもの事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置しています。消費者庁、京（みやこ）あんしんこども館との共催で、お子様及び保護者の方を対象に、楽しみながら学べるイベントを実施しますので是非お越しください。

日時	令和元年7月27日（土）午前10時30分～午後4時
場所	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター 京（みやこ）あんしんこども館 （中京区釜座通丸太町上る梅屋町 174-3）
内容	○ 親子でクイズ（消費者庁イメージキャラクター イヤヤンとクイズで楽しみましょう） ○ ダンスショー ○ キックバイク教室（予約制） など 詳細は https://anshinkodomokan.jp/class_pdf/event_20190727.pdf
お問合せ	京（みやこ）あんしんこども館 ☎231-8002 開館時間 午前10時～午後6時（木曜日は正午～午後8時） 休館日 毎週月曜日（休日にあたる場合はその翌日）



【編集後記】

内閣総理大臣認定の適格消費者団体として活動されている「特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク」が、消費者支援功労者として内閣総理大臣表彰を受賞されました（京都府推薦）。

これまで積極的に差止請求訴訟を提起するとともに、事業者に対する不当な契約条項の改訂等の申し入れ活動を実施し、消費者被害の拡大防止に貢献されたこと、また、行政機関や消費者団体と連携し、シンポジウム開催するなど消費者保護制度の普及・啓発にも尽力されたことが評価されたものです。

京都市で、消費者被害の未然防止や拡大防止のために尽力している方や団体が数多くいらっしゃることを、大変心強く感じています。私たち一人一人も消費者被害に遭わないよう意識して生活したいものです。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

さいむゼロ
☎256-3160（多重債務相談専用）

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



相談受付時間

月～金（祝休日を除く。）

午前9時～午後5時

*土・日・祝日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市印刷物 第314247号